

⑤

令和 7 年 10 月 2 日

北海道労働局長
村松 達也 殿

北海道地方最低賃金審議会
会 長 亀野 淳

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類
製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 8 月 8 日北労発基 0808 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

北海道の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）、砂糖・でんぷん糖類製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が処理牛乳・乳飲料製造業、乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）又は砂糖・でんぷん糖類製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務

ロ 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰めの業務

4 前号の労働者にかかる最低賃金額

1 時間 1,113 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 1 日